

2026年度「木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業」第2回公募に関するQ&A

NEDO再生可能エネルギー部

No.	研究項目	問い合わせ内容	回答
1	①②	研究費用の見積もりに確定していない部分がある。一度提出した提案内容を更新することはできるのか。	公募締め切りまでの間であれば、何度でも再提出可能。なお、原則として、最後に提出されたものを正として扱う。
2	①②	採択された後に、当初の提案から、登録研究員を追加することはできるのか。	最終的な提案の内容から、補助金総額を増額することは難しいが、決められた総額の枠内でやり繰りするのであれば、問題ない。実施期間中であれば、実施計画の変更届を提出することで、登録研究員を追加することができる。
3	①②	様式1研究体制表、様式2積算用総括表、別添2主任研究者、別添3提案者情報は委託先が国立研究開発法人の場合も記載が必要か。	委託先が国立研究法人や大学等の学術機関であっても、作成が必要。 様式1と2は、ファイル内の委託先用のシートを使用し作成のこと。 別添3では、記入項目の一部が省略可能。詳細は当該フォーム内にある記載要領を確認のこと。 なお、委託先の学術機関等は、事業報告書および財務諸表の提出は不要。
4	①②	10月22日に予定されている採択審査委員会は参加必須か。可能であれば、時間を教えてほしい。	採択審査委員会は、対面参加が原則。技術委員に直接提案を説明できる唯一の機会であり、提案の採否を決する重要な判断材料となる。 委員会日程は現時点では、会場は都内、時間帯は午後の開催を予定している。 ただし、技術委員の都合もあり、実施時間等、個別の要望には応じられない。
5	①②	発電所構内における燃料搬送設備も対象範囲に含まれるか。	発電所構内でボイラーやガス化炉へ投入するまでの燃料搬送設備は対象範囲に含まれる。 ただし、国産木質バイオマスを原料とし、コスト削減につながる技術であることが必要。
6	①②	実証設備を保有する事業者は研究体制に委託先等の形で参画が必要か。	提案者や委託先に、設備を保有・運営する事業者が含まれる必要はない。 実証先との協力関係や設備利用の見通しを示すことができれば、十分。
7	①②	研究機関が単独で提案者として応募することは可能か。	研究機関の単独応募は可能。ただし、実用化への道筋についての企業化計画書の説明や提案内容が提案者単独で実施可能であるかは、採択審査の過程で考慮される。 また、本事業は補助事業(補助率2/3)で、残りの1/3を自己資金で負担する必要に留意のこと。
8	①②	国産木質バイオマスを原料とした燃料の開発であれば、最終的な供給先を発電用途に限ることなく、一般産業用途向け燃料を対象とした研究開発でも、提案は可能か。	国産木質バイオマスを原料に、燃料を製造する限り、供給先を発電用途に限定する必要はない。 熱利用向けに燃料を供給するモデルも対象となる。